

青森港(一部変更)

青森港全景【航空写真】

○港湾管理者は青森県、港湾背後は青森市。昭和26年に重要港湾に指定。



- 青森県は、「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定(R5.3)し、再生可能エネルギーの導入拡大や、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進している。
- 青森県沖日本海(南側)の再エネ海域利用法に基づく促進区域指定等、青森港周辺海域において洋上風力発電の導入に向けた取り組みが進む中、将来的な青森港の基地港湾化が望まれている状況。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」(以下、「緑囲み」)の位置づけ等を行う。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の部材を保管し、「緑囲み」と一体的に利用するため、小型船だまりの埋立て等を行う。

【利用状況】



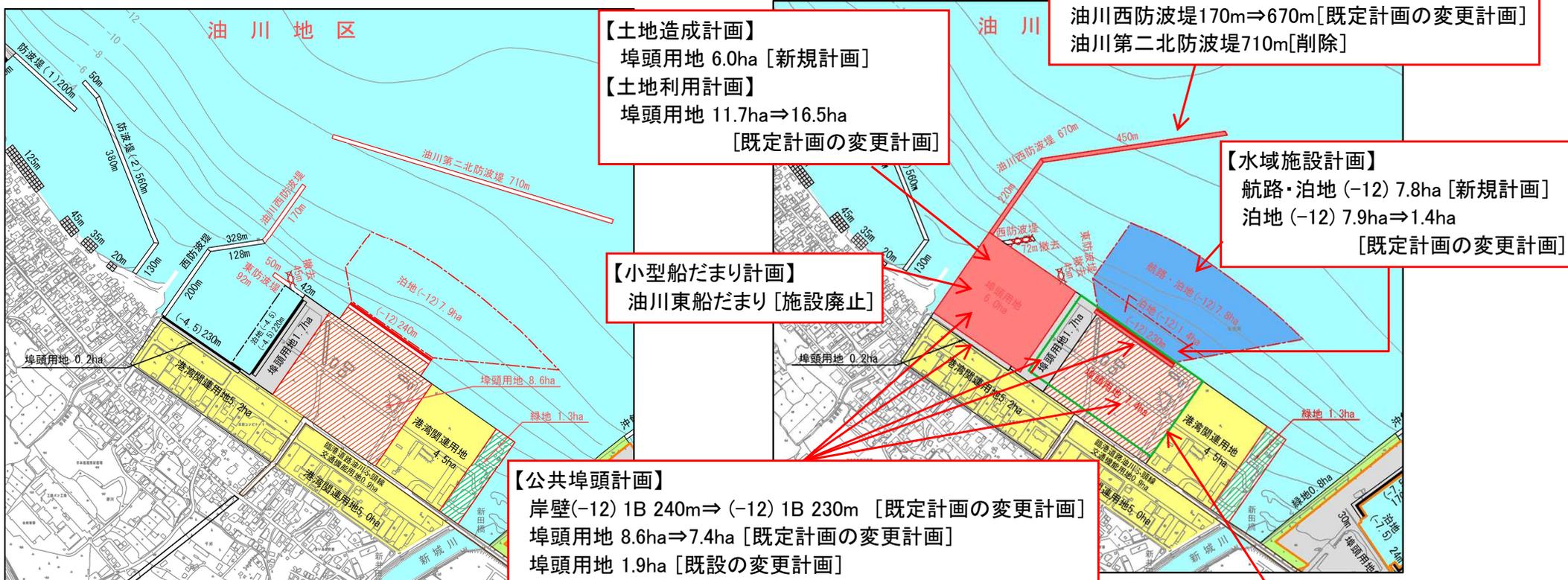
【今回計画】



- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」(以下、緑囲み)を位置付ける。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置等に係る利用想定船舶を考慮し、公共埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画を変更する。
- 小型船だまり計画を削除し、「緑囲み」と一体的に利用するため、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

【既定計画】

【今回計画】



【土地造成計画】
埠頭用地 6.0ha [新規計画]
【土地利用計画】
埠頭用地 11.7ha⇒16.5ha
[既定計画の変更計画]

【外郭施設計画】
油川西防波堤170m⇒670m [既定計画の変更計画]
油川第二北防波堤710m [削除]

【水域施設計画】
航路・泊地 (-12) 7.8ha [新規計画]
泊地 (-12) 7.9ha⇒1.4ha
[既定計画の変更計画]

【小型船だまり計画】
油川東船だまり [施設廃止]

【公共埠頭計画】
岸壁(-12) 1B 240m⇒(-12) 1B 230m [既定計画の変更計画]
埠頭用地 8.6ha⇒7.4ha [既定計画の変更計画]
埠頭用地 1.9ha [既設の変更計画]
埠頭用地 6.0ha [新規計画]

海洋再生可能エネルギー発電設備等の配置及び維持管理の拠点を形成する区域
水深12m 岸壁1バース 延長230m [既定計画の変更計画]
埠頭用地 7.9ha(うち1.3ha既設、6.6ha既定計画) [既設・既定計画の変更計画]

| テーマ | 変更概要 | 基本方針 | |
|------------------|---|--|---|
| | | I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項 | V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項 |
| 海洋再生可能エネルギーの導入促進 | 海洋再生可能エネルギーの導入促進に資するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の位置づけ等を行う。 | <p>1 <u>特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項)</u></p> <p>(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用</p> <p>③海洋再生可能エネルギーの利用及び低炭素化に資する港湾空間の利活用の推進</p> <p>● 洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの導入促進</p> | <p>2 <u>官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</u></p> <p>(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾</p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業の連携による港湾の効果的な利用を推進する。</p> |
| | 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置に係る利用想定船舶を考慮し、上記区域と一体的に利用するため、「公共埠頭計画」、「水域施設計画」、「外郭施設計画」の変更等を行う。 | | |